

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和4年8月4日(木) 午後1時55分 開会 ・ 午後3時00分 閉会
開催場所	環境プラザ(つばさ館) 3階 研修室
議長(会長) 氏名 *敬称略	仮議長:宮岡 寛 議長:青木 亮(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	青木亮(会長)、佐野勝正(副会長) 須賀昭夫、柿田有一、川口啓介、吉野郁恵、片野広隆、大泉一夫、 小ノ澤哲也、山崎宏史、宮岡寛、加藤榮壽、山口陽子、棚沢利郎、 横山三枝子、小池均 の各委員(16名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	菅間和範 委員(1名)
事務局職員 氏名(職名)	大成一門(上下水道局長) 【給水サービス課】 依田光司(課長)、沼野勸(副主幹) 【事業計画課】 小林武(上下水道局副局長) 【下水道課】 駒井和久(課長) 【上下水道管理センター】 石戸祐仁(所長) 【総務企画課】 内田真(上下水道局副局長)、飯野弘美(副課長)、野原茂久(副主幹)、 高梨義久(主査)、児玉陽介(主査)、小林泰貴(主任)、荒井咲樹(主事補)
傍聴人(人数)	なし
会議次第	別紙のとおり

配 布 資 料	(事前に配布した資料) ○資料 1 川越市水道事業配水補助管施工規程の一部を改正したことについて ○資料 2 川越市水道事業配水補助管施工規程 (新旧対照) ○川越市上下水道事業経営審議会条例 ○川越市附属機関等の会議の公開に関する実施基準 ○川越市上下水道事業経営審議会の傍聴に関する要領 (当日の配布資料) ○会議次第 ○委員名簿
----------------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
上下水道 事業管理者	1 開会
	2 委嘱書交付
	3 挨拶
	4 委員自己紹介 事務局より、委員 17 名のうち 16 名が出席しており、出席者が過半数に達しているため、川越市上下水道事業経営審議会条例第 5 条第 2 項に基づき、会議が成立している旨の報告がなされた。
局長	5 職員紹介
会長	6 議題 (1) 会長及び副会長の選出 宮岡寛委員が仮議長となり、指名推選の方法で青木亮委員が会長に推選され、各委員に諮ったところ、異議はなかったため、会長に決定した。
	挨拶（青木会長） ※以降、議長として議事を進行
	指名推選の方法で佐野勝正委員が副会長に推選され、各委員に諮ったところ、異議はなかったため、副会長に決定した。
副会長	挨拶（佐野副会長） 【傍聴希望者の確認】 議長から傍聴希望者の有無について確認が行われ、事務局より該当者なしとの報告がなされた。
事務局	7 報告事項 (1) 川越市水道事業配水補助管施工規程の一部を改正したことについて
	[資料 1 に基づき説明]
委員	図 1 は、申請に基づき配水補助管を市が新たに布設する場合を示しているのですか。

事務局	そのとおりです。
委員	川越市の水道普及率はほぼ１００％と資料に記載されていますが、まだ普及していない地域があるということでしょうか。
事務局	居住地域の水道普及率は、井戸水を使用している世帯を除きほぼ１００％となっています。本件は、資料に記載のとおり、畑の端に新しく住宅が建つ場合などを想定したものになります。
委員	都市計画区域の水道普及率は１００％、それ以外はまだほとんど普及していないということですか。
事務局	そのような意味ではなく、川越市全体で、配水管の布設がほぼ１００％完了しているということになります。
委員	市街化調整区域でも、配水管が布設されているということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	配水管が布設されていない区域は、図１のような工事をするということですか。
事務局	川越市では井戸使用世帯を除く全世帯に水道水をお届けしていますので、図１のような土地の畑の先に新しく住宅などを建てる場合、申請に基づいて、敷地の前面まで市が配水補助管の布設工事を行います。なお、費用につきましては、２０mmの管を布設する場合の工事費用に換算した額を、全額申請者に負担していただきます。
委員	連合管を解消し、図３の配水補助管を布設する場合は、全額市の負担で施工するのですか。
事務局	３５mまでは市の負担で施工します。
委員	なぜ３５mに設定したのでしょうか。
事務局	一般的な行き止まり道路の延長を勘案して決定しました。
委員	５０mmの配水補助管を布設する場合の費用負担は、２０mmの給水管を布設した場合の工事費を負担とのことですが、７５mm以上の場合、負担額は

	どのようなのでしょうか。
事務局	75mmに関しては、75mmを布設した金額となります。
委員	50mmまでは20mmの負担ででき、それ以上は大きさに伴って負担するということよろしいですか。
事務局	そのとおりです。
委員	土壌などによって若干変わるとはいますが、20mmの給水管を50m布設する場合と50mmの配水補助管を50m布設する場合の概算額を教えてください。
事務局	概算ですが、20mmの場合は207万円、50mmの場合は258万円です。
委員	配水補助管の改修が必要になった場合は、市の負担ということよろしいですか。
事務局	そのとおりです。
委員	既に布設されている配水補助管の維持管理費は住民の負担であり、今後は新規の配水補助管の布設費用は住民の全額負担になるので、維持管理費は負担しなくてよいという理解でよろしいのでしょうか。
事務局	配水補助管の維持管理はこれまでも上下水道局の負担で行っておりますので、今後も同様に上下水道局の負担で行っていきます。
委員	50mmの配水補助管について、改正後は、35mを超える部分について全額申請者負担となっていますが、図2のような連合管を解消するために、50mの配水補助管を布設する場合、費用負担が免除される35mを除いた残りの15mの費用配分はどうなるのでしょうか。
事務局	35mを超えた部分に関しては、申請者に負担していただくこととなります。
委員	図3では、どなたが申請者になるのでしょうか。
事務局	一番右下の申請地と記載のある住宅の方が申請者となります。

委員	そうしますと 15 m分はの方が負担することよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	配水補助管の維持管理費について、市ではどの程度を見込んでいるのでしょうか。
事務局	具体的な金額については、資料を持ち合わせていませんのでお答えできませんが、現在の配水補助管については材質が変わってきており、従来のものに比べ倍以上の耐用年数になっていますので、連合管の解消以外にも、大きなメリットがあると考えています。
委員	図2の一番手前の住宅の方から、13 mmの給水管を20 mmに変えたいという要請があった場合に、既設の連合管は当該住宅まで取り換えるのか、それとも一番奥まで取り換える必要があるのですか。
事務局	その場合は、一番奥の住宅まで配水補助管に布設替えをします。
委員	配水補助管が35 mを越えた場合、申請者の費用負担になってくるのですか。
事務局	そのとおりです。 図2の左側の道路に面する住宅であれば、前面道路に布設されている200 mmの配水管から取り出す方法もあります。
委員	いずれにしても、給水管を20 mmに切り替える場合は、基本的には連合管を配水補助管に切り替える必要があるということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	今の質問に関連して、図2の真ん中の住宅の方から同様の申請があった場合、どのような対応になるのでしょうか。
事務局	連合管を解消するため、配水補助管を布設する必要があります。
委員	そうしますと、一番奥の住宅まで交換することになるのでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	一番奥の住宅の方から申請がない場合、費用負担はどうなるのでしょうか。

	か。
事務局	基本的には申請された方の費用負担になります。
委員	真ん中の住宅が35m以内のところにあっても、35mを超える部分は、その方が負担するのでしょうか。
事務局	その場合は35mまで布設させていただきます。
委員	それ以上は布設しないということですか。
事務局	布設を望まない方の費用負担が出てきてしまいますので、35mまでという形で対応させていただきます。
委員	計画的にではなく、あくまでも申請があつて初めて配水補助管を布設するという考え方でよろしいのですか。
事務局	そのとおりです。
委員	これから上下水道局だよりやホームページで周知していくとのことですので、できるだけ丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
副会長	35mという数字が独り歩きしていますが、費用負担が免除されるのは連合管を解消する場合だけであり、配水補助管を新設する場合はあくまで申請者の全額負担になると思われるので、もう一度おさらいの意味で説明していただけますか。
事務局	基本的に本規程改正後は、新たに配水補助管を布設する場合の費用は、申請者の自己負担になります。ただし、連合管を解消する場合は、35mまでは上下水道局で費用を負担し、35mを超える部分は、申請者が費用を負担するということになります。
議長	先ほども同様のご意見がありましたけれども、市民の方が勘違いすることなく正しく理解できるよう、周知の際は丁寧な説明をお願いできればと思います。 委員の皆様から、全体を通じて何かご意見ご質問等ございますか。 －質疑なし－

議長	他にご意見ご質問等ないようでしたら、事務局からお願いいたします。
事務局	8 その他 今年度の審議会スケジュールや委員報酬について事務局から説明
副会長	9 閉会 閉会のことば